

本年度も  
実施します！

# 介護予防サポート対象事業

介護予防活動や地域活動に参加してみませんか。より元気にいきいきと過ごし、地域での支え合い活動に参加するためのきっかけづくりに、「介護予防サポート対象事業」をお役立てください。



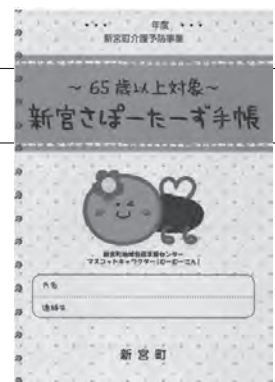
このマークが目印！

問い合わせ先 健康福祉課高齢者福祉担当 (町福祉センター内) ☎710-8286 (直)

## 参加の流れ

### 1 「新宮さぼーたーず手帳」を受け取る

- 【配布場所】
- 町福祉センター
  - 役場健康福祉課 (8番窓口)
  - 健康福祉課高齢者福祉担当
  - シーオーレ新宮健康福祉課
  - 町地域包括支援センター
  - 一部の対象事業 (地域サロンなど)



### 2 対象事業の活動に参加し、手帳にスタンプをもらう

- 【ポイントを貯める期間】 4月1日(月)～2020年3月31日(火)
- 【年度での上限】
- |            |         |
|------------|---------|
| セルフサポート活動  | 100ポイント |
| 地域サポート活動   | 100ポイント |
| 生活支援サポート活動 | 50ポイント  |
- ※1活動につき1ポイント、1日に2ポイントが上限です。

### 3 集めたポイントの給付申請をする

1ポイントあたりの受給額  
セルフサポート活動 (20円)



地域サポート活動 (50円)



生活支援サポート活動 (100円)



【申請先】町福祉センター健康福祉課

【申請期限】2020年4月30日(木)

【注意】

○給付申請は、年度につき1回のみです。

○給付は5,000円が上限です。セルフサポートポイントのみの場合、25ポイント未満は給付申請できません。

○ポイント対象事業は、年度内に変更となる場合があります。

○ポイントは翌年度へ繰り越しできません。



## 地域サポート活動

～地域支え合い活動～

**対象** 町内に住む65歳以上の人で、次のスタッフとして活動した人

### 町内団体の事業

- 傾聴カフェ、みんなで語ろう会
- 老人クラブ連合会の事業
- 愛の一声運動
- 学校などでの昔遊び交流 など

### 行政区福祉会の事業

- 地域サロン、集いの場(体操・カフェなど)
- その他、区長が申請し健康福祉課が認めた活動



▲桜山手区ケアトランポリン

## 生活支援サポート活動

～サポーター登録者による生活支援活動～

**対象** 町内に住む満65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人

- ①町主催の生活支援サポーター養成講座を修了した人
- ②町主催の運動サポーター養成講座を修了した人

### 対象となる活動

- 生活支援サポーターによる生活支援活動(ごみ出し、買い物、話し相手、見守りなど)
  - 運動サポーターによる地域での運動に関する活動(地域サロン、運動事業のサポートなど)
- ※活動の確認とスタンプの押印は、町福祉センター健康福祉課が行います。

# 対象の活動

## セルフサポート活動

～健康づくりや介護予防～

**対象** 町内に住む65歳以上の人

### 社会福祉協議会の事業

- ひまわり会(ひとり暮らし高齢者昼食会)
- ボランティア講座
- 住民福祉講座
- チャリティボウリング

### 行政区内(福祉会・老人会など)の事業

- 地域サロンへの参加
- 集いの場(体操・カフェなど)への参加
- その他、区長が申請し健康福祉課が認めた活動

### 老人クラブ連合会の事業

- 体力測定会
- 研修会
- グラウンドゴルフ・ゲートボール大会

### その他町長が認める介護予防に役立つ事業

- 特定健診
- ヘルシーウォーク2019
- ニコニコ健康体操

### 町内団体の事業

- 傾聴カフェ
- みんなで語ろう会
- ゲートボール協会月例大会 など

### 地域包括支援センターの事業

- 健康づくりのための運動教室
- 楽しい音教室
- 元気づくり教室
- 元気ライフ教室
- 脳若トレーニング
- 地域健康教室
- 相島区介護予防サロン



▲元気ライフ教室